

## 鳥取市下水道用マンホールふた認定基準及び認定申請提出要領

### 1. 目 的

鳥取市の下水道事業等において使用する下水道用マンホールふたを認定する場合の基準として規定する。

### 2. 認 定 基 準

認定については、製造工場と製品名

『下水道用マンホールふた 呼び 900-600(親子ふた)』

『下水道用マンホールふた 呼び 600』

『下水道用マンホールふた 呼び 300』

『下水道用マンホールふた 呼び 300(防護ふた)』

ごとに申請し、下記条件を満たすものとする。

- (1) (社) 日本下水道協会の認定工場等で製作されたものであること。
- (2) 鳥取市長に認定審査申請書を提出し、その内容が適正と認められること。  
(様式 1)
- (3) 官公庁発注工事の納入実績が 3 年以上あること。  
(様式 2-1, 様式 2-2, 様式 2-3, 様式 2-4)
- (4) 鳥取市下水道用マンホールふた仕様書に適合するものであり、検査要領書「Ⅱ-5. 検査場所に要求される条件」に基づく試験所にて行う製品検査に合格すること。  
(様式 3, 様式 4)

### 3. 認 定 通 知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

(様式 5-1, 様式 5-2, 様式 5-3, 様式 5-4, 様式 6, 様式 7)

### 4. 認 定 期 間 ・ 更 新

- (1) 認定の有効期限は、3 年以内とする。
- (2) 認定の更新を受けようとする申請者については、認定の有効期間が満了する年の 1 月中に更新申請書を提出すること。(様式 1)
- (3) 認定の更新日については、承認日以後 3 年ごとの 4 月 1 日とする。
- (4) 鳥取市下水道用マンホールふた仕様書に変更がない場合は、製品検査を省略することができる。
- (5) 認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。
- (6) 認定の有効期限内に認定基準及び仕様書が変更された場合には、鳥取市の指示によるものとする。

## 5. 認定の取り消し

認定した製品（製造業者）において、下記の事項が生じたときは、鳥取市の認定を取り消すものとする。（様式 8）

- (1) （社）日本下水道協会の工場認定が取消された場合
- (2) 承認申請の内容が履行されなかった場合
- (3) 不正や反社会的な事実が認められた場合
- (4) 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合

## 6. その他

- (1) 鳥取市は認定期限内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立入検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。
- (2) 合格した製品の納入後であっても、鳥取市が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) 鳥取市が行なう材料検査及び製品検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- (4) 製造業者は納入実績報告書を単年度ごとに作成し、当該年度の 3 月末日までに提出することとする。
- (5) この基準に疑義が生じた場合は、鳥取市の指示または両者の協議によるものとする。

## 7. 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

### 【申請時】

- ・ 提出書類は A 4 とし、ファイルに綴じて提出すること。
- ・ 認定申請書（様式 1）
- ・ 製作図面（2 部）
- ・ （社）日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定書の写し
- ・ 会社概要
- ・ 納入実績報告書（様式 2-1, 様式 2-2, 様式 2-3, 様式 2-4, 様式 2-5）
- ・ 品質管理体制表
- ・ 社内検査体制表
- ・ 緊急時連絡体制表
- ・ その他鳥取市が必要と認めた書類

### 【検査完了時】

- ・ 検査報告書
- ・ 検査状況写真

### 【更新時】

- ・ 認定申請書（様式 1）
- ・ （社）日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定書の写し
- ・ 納入実績報告書（様式 2-1, 様式 2-2, 様式 2-3, 様式 2-4, 様式 2-5）
- ・ その他鳥取市が必要と認めた書類